

旭川市産前・産後ヘルパー事業実施業務仕様書

1 業務名

令和8年度 旭川市産前・産後ヘルパー事業実施業務

2 目的

妊娠中及び出産後、母親の体調不良等のため、家事や育児の援助を必要とする家庭にヘルパーが支援を実施することにより、子育て家庭の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として実施する。

3 利用対象者

市内に住所を有する者で、妊娠中又は産後1年未満（多胎の場合は産後2年未満）で、体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、日中同居の親族その他の人が家事又は育児を行うことができず、支援を必要とする者とする。

その他、市長が特に必要と認めた場合は、利用対象者とすることができる。

4 業務内容

- (1) 利用者からの利用申込みの受付（サービス内容等についての事前説明）
- (2) 利用者が希望する援助内容等の確認及び調整
- (3) 利用者への説明（利用回数・時間、自己負担額等）
- (4) 利用者が所持する利用券及び母子健康手帳の確認
- (5) 次の表に掲げる家事、育児及び精神的フォローに関する援助

区 分	内 容
家事に関するもの	ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯及び片付け ウ 居室等の掃除清掃及び整理整頓 エ 生活必需品の買物及びゴミ出し オ その他必要な家事補助
育児に関するもの	ア 赤ちゃんの食事 イ おむつ交換等育児環境整備 ウ 沐浴準備及び沐浴介助 エ 赤ちゃんのフォロー オ 上の子のフォロー カ その他必要な育児補助
精神的フォローに関するもの	ア 育児相談等心的フォロー イ 利用者の外出付き添い ウ その他必要な母のフォロー

- (6) 実施した内容について利用券の事業所確認欄への記載
- (7) 自己負担額の徴収及び都度領収書の発行
- (8) 市への1か月分の実績報告書等の提出及び委託料の請求

5 事業の実施日及び時間等

- (1) 実施日は原則、月曜日から金曜日までとする。ただし、土日祝日の実施の可否については受託者が個別に判断できるものとする。
- (2) 実施時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。ただし、やむを得ない事由により、実施時間外に事業を実施する必要がある場合は、受託者が個別に判断できるものとする。
- (3) 1回の実施時間は連続した1時間以上2時間以内とする。
- (4) 利用回数は20回を限度とする。多胎児の場合は、40回を限度とする。

6 ヘルパーの要件

事業に従事するヘルパーは、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 訪問介護員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する者又は子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 家事、育児又は精神的フォローに関する援助を適切に実行する能力を有すること。

7 利用者自己負担額

利用者自己負担額は、1回につき500円とし、事業者が利用者から徴収する。

8 業務の報告

受託者は、事業実績のあった月の利用受付書、実施報告書、実施内訳書を翌月10日（その日が休日に当たるときは、休日が経過した最初の日。3月にあつては、3月31日）までに市に提出するものとする。

9 委託料の請求及び支払い方法

- (1) 委託料は、実施時間を問わず1回につき3,350円とし、毎月の事業実績に基づき後払いとする。
- (2) 当日、利用者の都合によりキャンセルとなった場合は、利用があったものとみなし、委託料を請求できるものとする。ただし、実施内訳書にキャンセルがあったことを記載し、市に報告しなければならない。
なお、その場合、利用者自己負担額は0円とし、利用者から利用料の徴収を行わないこととする。

10 留意事項

受託者は、事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること

- (1) 市や関係機関と連携・協力し、業務を行うこと。また、市への報告・連絡・相談は速やかに行うこと。
- (2) 従事者に対し、必要な研修を実施し、又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (3) 利用者からサービスに関する質問・苦情等があった場合は、速やかに市へ報告を行い、誠意を持って迅速かつ適切に対応し、サービスの質の向上に努めること。
- (4) 事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに業務の実施に必要な損害保険等の保険に加入すること。

(5) 市の仕様書及び要綱に沿ったサービスを行うこと。

11 個人情報の保護等

受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。業務終了後においても、同様とする。

12 再委託の禁止

(1) この仕様書で示す業務の全部を一括して、又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

(2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときには、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

13 その他

この仕様書に定めるもののほか必要な事項については、受託者と市が協議の上、決定するものとする。